

## 小田原市指定給水装置工事事業者規程の一部改正（案）の概要

### 1 改正の趣旨

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正により導入され、広く門戸が開かれたことにより、その指定の数が大幅に増えました。一方、現行制度では指定の有効期間がなく、実態を把握することが困難であるため、その廃止や休止等の状況が反映されづらく、水道事業者による指定給水装置工事事業者の所在確認が取れない等、実態との乖離が生じていたほか、無届工事や不良工事が発生していました。

これを防止するため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう、水道法が改正され5年間の指定の更新制が導入されました。

については、本市においてこの制度を実施するにあたり必要な事項を定めるため、規程の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

(1) 更新の手続きの際、次の書類を提出いただきます。

ア指定給水装置工事事業者指定申請書

イ機械器具調書

ウ誓約書

エ定款の写し及び登記事項証明書（※法人の場合）

オ住民票の写し（※個人の場合）

カ指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

指定更新申請時に下記の4項目について確認をします。

(ア) 水道事業者等が開催する指定給水装置工事事業者を対象とした講習会の受講実績について

(イ) 指定給水装置工事事業者の営業時間等（営業時間、修繕対応時間、休業日）、漏水修繕等（屋内給水装置の漏水修繕、埋設部の漏水修繕）、対応工事等（工事の内容）について

(ウ) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況について

(エ) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※ア～オについては新規指定時の要件に準じます。

(2) カ（ア）～（エ）について、指定給水装置工事事業者に掲載の可否を確認し、ホームページ等に掲載します。

### 3 施行予定日 令和2年4月1日